

○ 公民館自主グループ活動に関する要綱

福井市教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、生涯学習の活動の一環として福井市内の公民館を定期的に使用して活動を行うものとして公民館に登録された団体等（以下「自主グループ」という。）に関して必要な事項を定めることにより、もって自主グループの自主的で健全な活動と円滑な運営を図ることを目的とする。

(条件)

第2条 次条に規定する登録申請ができる団体等は、生涯学習の一環として公民館を定期的に使用し活動を行う団体等で、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 社会教育法第23条に抵触しないこと。
- (2) 構成人数は、原則として10名以上とし、3分の2以上が地区（登録申請をする公民館の区域をいう。以下同じ。）住民であること。
- (3) 活動は公開し、地区全住民を対象に計画的・継続的に行われること。

(登録申請及び認定)

第3条 新たに自主グループとして登録を受けようとする団体等又は継続して登録を受けようとする団体等は、登録申請書に会則、名簿、前年度の活動報告及び会計報告書等を添え、活動を希望する公民館の公民館長に登録の申請を行わなければならない。

2 前項の規定による申請を受けた公民館長は、公民館運営審議会にその内容を諮問し、公民館運営審議会が適当と認める団体等について自主グループとして認定し登録を行う。

(登録期間)

第4条 自主グループの登録認定期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 期間の途中で自主グループに登録された場合は、第1項に規定する期間の末日までとする。

(公民館の使用申請)

第5条 自主グループの公民館の使用申請は、あらかじめ登録申請時に行うものとし、公民館の使用回数は1週間につき1回以内とする。

(名称の制限)

第6条 自主グループの名称には、家元、流派、指導者その他これらを類推させる字句を使用してはならない。

(代表者)

第7条 自主グループの代表者は成人の地区住民でなければならない。

2 自主グループの代表者は、会員の総意で選出されるものとし、公民館、会員及び第11条に規定する指導者との連絡調整に当たるとともに、会員の総意をまとめることに努めるものとする。

(会則等)

第8条 自主グループは、目的、活動内容、運営方針、会費等について定めた会則及び会員名簿を備え、会員全員にその内容を周知しなければならない。

(変更の届出)

第9条 自主グループは、解散したとき、代表者や開催日時等の登録内容に変更が生じたときは、速やかに公民館長に届け出なければならない。

(活動・運営方針)

第10条 自主グループは、次の活動・運営方針を守らなければならない。

- (1) 公民館の学級や講座で学習し、さらに自主的に学習を深めていくこと。
- (2) 趣味、教養的な内容の活動のみにとどまらず、楽しいつどいを通じて共に語り合える仲間づくりを進めながら、会員相互の生活や文化を豊かにするとともに、社会参加の促進を図ること
- (3) 会員は公民館の各種事業等に進んで協力すること。
- (4) 運営については、会員の相互の学習を基本とし、会員の総意により民主的に行うこと。
- (5) 会員の加入脱退は自由とし、新たに加入した会員についても十分配慮すること。
- (6) 公民館を使用する際は、公民館が提示する条件を遵守し、公共マナーをまもること。
- (7) 未成年者が会員となる場合は、その保護者の同意を得ること。
- (8) 公民館の利用に際しては、責任者として成人が同伴すること。

(指導者)

第11条 自主グループは、学習活動の指導者（以下「指導者」という。）の依頼及び交代にあたっては、会員の総意により決定しなければならない。

2 指導者は、学習活動の目的を十分理解し会員相互の仲間づくりを中心とした、健全で民主的な学習活動ができるよう援助しなければならない。

3 指導者は、自主グループの代表者となることはできない。

(経費等)

第12条 自主グループの学習活動に要する経費等は、次のとおりとする。

- (1) 教材費、その他経費は会員負担とし、最小限にとどめること。
- (2) 会費については、特別な場合を除き、概ね月額2,000円までとすること。
- (3) 入会金等の徴収はしないこと。

(4) 会費等の取りまとめは、受講生で行うこと。

(使用日程の調整)

第13条 公民館長は、公民館主催又は全体に係わる行事・会議等を実施する場合において、自主グループの公民館の使用日程の調整を行うことができる。

(登録の取消し)

第14条 公民館長は、自主グループが次の各号のいずれかに該当するときは、公民館運営審議会に諮り、登録を取消すことができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の登録申請をしたとき。

(その他)

第15条 公民館長が召集する会議には、必ず出席すること。

第16条 公民館長は、地区の事情により必要に応じて、本要綱を基準とした自主グループに関する規定等を設けることができる。ただし、規定等を設ける際は、教育委員会と協議すること。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。